

平成30年4月4日

職員の懲戒処分について

標記について、下記のとおり懲戒処分を行いましたので、柏原市懲戒処分等の公表指針に基づき公表いたします。

1. 処分を受けた職員

健康福祉部 男性職員 30代 (事案発生時)

2. 処分日

平成30年4月4日

3. 処分内容

懲戒処分 免職

4. 処分の理由

地方公務員法第29条第1項第1号および第3号

(法令違反および全体の奉仕者たるにふさわしくない非行)

同法第33条(信用失墜行為の禁止)違反

同法第35条(職務専念義務)違反

5. 事案概要

当該職員が、勤務時間中に複数回、被害女性に対して不適切な行為を行った。

6. 市長のお詫びコメント

このたび、本市職員がおこした不祥事について、相手の女性並びに市民の皆さまに対し、市職員への信頼を著しく失墜させましたことを、深くお詫び申し上げます。

今回の行為は、地方公務員法に抵触し、全体の奉仕者である公務員としてあるまじき非違行為であり、かつ職務専念義務に違反するだけでなく、行政全体に対する重大な信用失墜行為であることから、当該職員を懲戒免職処分としました。

今後は、二度とこのようなことが発生することのないよう、服務規律の確保と綱紀粛正の徹底を図り、皆さまからの信頼回復に向け取り組んでまいります。

平成30年4月4日 柏原市長 富宅正浩

問い合わせ

柏原市政策推進部人事課

072-971-5196